

医学教育部長  
病院長  
教務部長 殿  
学生部長  
図書館長  
防衛医学研究センター長  
高等看護学院長

防衛医科大学校長

防衛医科大学校病院大規模災害対処要領について  
(通達)

改正 平成29年 3月30日  
令和 5年 6月30日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、「防衛医科大学校病院における集団災害時の救急患者救護対策について（通達）」（防医病庶第522号 3.9.4）は、本通達の施行日をもって廃止する。

記

（目的）

**第1条** この要領は、人為的原因による事故を含む大規模災害（以下「災害」という。）が発生した際に、防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）を中核としつつ防衛医科大学校（以下「学校」という。）が全力を挙げて行う被災者の医療救護活動を整齐円滑たらしめるべく必要な事項を定めることを目的とする。

（救護対策本部）

**第2条** 病院長は、災害が発生し、自治体又は医師会（以下「自治体等」という。）から医療救護要請があった場合、又は自ら医療救護が必要と判断した場合は、直ちに病院長を本部長とする救護対策本部（以下「本部」という。）を開設し、本部員を召集する。

2 本部の場所、構成及び任務は別紙第1のとおりとする。

（災害発生時の体制）

**第3条** 災害発生時の体制は別紙第2のとおりとする。

(医療救護活動)

**第4条** 災害発生時における医療救護活動は次のとおりとする。

- (1) 災害現場に進出し、応急的に行う医療救護活動
- (2) 病院に収容して行う医療救護活動

(埼玉県防災行政無線の活用等)

**第5条** 災害発生時における自治体等との連絡調整及び当該状況等の把握並びに病院としての対応決定に資するため、学校本部に設置された画像装置をはじめとする埼玉県防災行政無線を活用するものとする。

- 2 前項防災行政無線を活用する他、自治体等の対策本部に連絡調整班員2名を直ちに派遣するものとする。
- 3 複数の自治体等との連絡調整の必要性が生じた場合には、別途要員を派遣するものとする。

(災害現場における医療救護活動)

**第6条** 被災者の状況により、災害現場における医療救護活動に柔軟に対応できるよう、予め別紙第3に示す要員による班を6ヶ班、編成しておくものとする。

- 2 被災者の状況により、前項に規定する対応を超える要請が自治体等からなされた場合には、別途総合的に勘案するものとする。

(要員の指定)

**第7条** 第5条第2項及び第6条第1項に規定する要員は、四半期単位の交代制により確保することとし、前四半期末までに病院長が救急部長及び関係診療科等の長等と協議の上、別紙第4により指定する。

- 2 応急医療支援班については、所要の人員を学生部において確保する。

(車両の確保)

**第8条** 応急医療救護班及び応急医療支援班の移動に関しては、学校が保有する患者輸送用自動車やその他の車両を最大限活用するものとする。

- 2 前項に規定する車両のみでは応急医療救護班及び応急医療支援班の活動に支障を来すと認められるときは、自治体等に対し車両支援を要請するものとする。
- 3 前各項の車両を運行するに際しては、必要に応じ、警察車両による先導を依頼するものとする。

(防衛医科大学校職員等であることの表示)

**第9条** 災害現場に進出するに際して、応急医療救護班及び応急医療支援班の各要員は、防衛医科大学校の職員等である旨の表示を着用するものとする。

(病院における医療救護活動)

**第10条** 病院に収容された被災者に対する医療救護活動は、別紙第5により行うものとする。

- 2 その際、病院所属の職員以外で、医療救護活動に必要な要員の差出しについては、本部長の要請に基づき、学校全体として協力するものとする。

(ヘリコプターの使用)

**第11条** 災害の状況又は被災者の数等により、病院の対応能力を超えると判断された段階において、被災者輸送のためのヘリコプターの運航を自衛隊又は自治体等に要請するものとする。

2 災害が発生した場合には、直ちに学校グラウンドをヘリコプター離発着の用に供せる状態に整備するものとする。

(連絡網)

**第12条** 災害発生時における連絡網は、別紙第6のとおりとする。

(委任規定)

**第13条** この通達に定めるもののほか、被災者に対する医療救護活動に関し必要な細部事項は、本部長の定めるところによる。

**附 則**

この要領は、平成15年9月29日から適用する。

**附 則** (平成29年3月30日付)

この通達は、平成29年4月1日から適用する。

**附 則** (令和5年6月30日付)

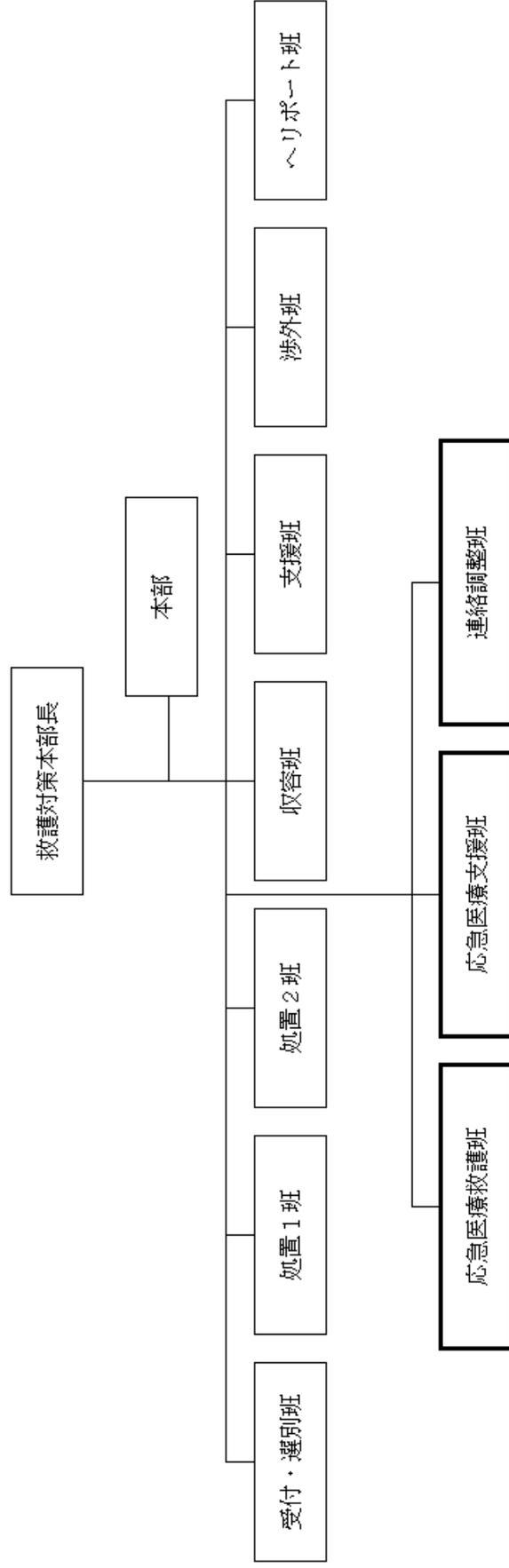
この通達は、令和5年7月1日から適用する。

## 救護対策本部

## 第2条第2項関係（救護対策本部の場所、構成及び任務）

	本部要員	左記に事故あるとき	夜間及び勤務を要しない日 (本部要員集合までの間)
場所	病院事務部長室		センター看護師記録室
構成	病院長	副院長	診療部長当直
	副院長	—————	
	救急部長	次級者	救急部当直
	看護部長	看護副部長×1	管理師長
	事務部長	病院運営課長	管理当直
	総務課長	次級者	学生隊当直
	学生課長		
任務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連情報の収集（災害状況、被災者数及びその程度等）</li> <li>・ 要員の召集、対応指示</li> <li>・ 病棟使用の統制</li> <li>・ 学校との連絡、調整</li> <li>・ 関係機関との連絡、調整</li> </ul>		

### 災害発生時の体制



は災害現場又は自治体等に派遣

## 班 編 成

第6条第1項関係（災害現場に進出し、応急的に行う医療救護活動）

	応 急 医 療 救 護 班	応 急 医 療 支 援 班
要 員	医 師×1  看 護 師×2  連 絡 要 員×1  計4名	医学科学生（5・6年生）  〔 班長 班員（担架2×2人） 〕  計5名
任 務	1 現状確認、本部への報告 2 トリアージ 3 応急処置 4 後方搬送指示	応急医療救護班の支援

別紙第4

1 第5条第2項関係（連絡調整班員の指定）

（平成 年度 /四半期）

	正	副
1		
2		

2 第6条第1項関係（医療救護活動要員の指定）

第 班 （平成 年度 /四半期）

	区 分	正	副
応 急 医 療 救 護	医 師		
	看 護 師		
	連 絡 要 員		

## 態 勢 区 分

第10条関係（当病院に收容して行う医療救護活動）

班名	設置場所	関係者	任 務	業 務
受付・選別班	センター玄関	救急部スタッフ 外来看護師長 各病棟看護師長 事務職員	1 負傷者の受付、選別の優先順位を決定 2 症例に応じた治療部門の決定	1 負傷者の受付、選別 2 救急処置の指示 3 科別、病棟区分の決定 4 負傷者の貴重品等の記録保管、カルテの作成
処置1班	センター蘇生室 センター手術室 高度の手術を要するものは手術室	救急部スタッフ 各科スタッフ 各科看護師 研究科学生 救急病棟専修医	1 緊急処置を要する重症者に対する救命処置 2 必要により処置2班の支援	1 救命救急処置 (1)心肺蘇生、呼吸循環管理 (2)次の損傷に対する緊急処置：頭頸、胸、腹部、骨盤、四肢の高度損傷、広範囲熱傷、重傷中毒等 2 診療記録の作成、整理
処置2班	センター診療室	救急部スタッフ 各科スタッフ 各科看護師 研究科学生 各科専修医 各科初実医	1 入院を必要としない比較的軽症患者の応急治療 2 必要により処置1班の支援	1 次の損傷に対する応急処置：小範囲の挫創、挫傷捻挫、小骨折、顔面、手足を除く体表10%以下の熱傷など 2 診療記録の作成、整理
收容班	各科病棟	救急部スタッフ 各科スタッフ 病棟看護師 研究科学生 各科専修医 各科初実医	1 重症傷病者の救急病棟收容 2 既入院患者のうち軽症独歩患者の転棟	1 必要資材を搬入する 2 病室における治療、看護及び記録 3 患者の給食に関する連絡
支援班	病院会議室	医学科学生 看護学科学生	医療救護活動支援	患者搬送、診療介助
渉外班	病院会議室 他	事務職員		1 負傷者家族、親族等との連絡 2 報道関係の対応 3 車両支援 4 警備支援 5 患者誘導
ヘリポート班	グラウンド	事務職員 医学科学生		1 グラウンド整備 2 患者搬送・搬入の誘導

注：設置場所は、患者数等により適宜必要な場所を確保する。

連絡網

